フェリー確認書の改定に関する要求書

フェリー確認書（平成26年（2014年）３月18日付）の改定に関する要求書

1．フェリー確認書（平成26年（2014年）３月18日付）第１項（４）にもとづき、平成28年度（2016年度）以降の拠出金について、一般社団法人日本長距離フェリー協会及び、一般社団法人日本旅客船協会との協議の場を設定し、決定すること。

2．同確認書１項（３）にもとづく拠出金の組合への支払いについて、協議すること。

3．同確認書２項にもとづき、無人車の積み卸し作業に関して、港湾運送事業者の職域とし、職域拡大に努力すること。

以　上

……

確認書（平成26年（2014年）３月18日付）の改定に関する要求書

1．フェリー確認書（平成26年（2014年）３月18日付）第１項（４）にもとづく、平成28年度（2016年）以降の拠出金について、一般社団法人日本港運協会を立会人として、当方と協議すること。

2．同確認書２項にもとづき、無人車の積み卸し作業に関して、港湾運送事業者の業域として起用し、港湾労働者の職域の拡大に努力すること。

以　上

新春クイズの答え

全国港湾第二八六（新年）号に掲載された「ゆく年くる年クイズ」に多数のご応募ありがとうございました。

正解は、「シユヤウンテン（終夜運転）」でした。

今回のクイズについては、「ハゴイタイチ」を「ハゴイタ」と解答した方が多数おり、絵柄からその様な解答を行ったと受け取れ、出題が混同されるものと思われます。従って、応募者全員を正解として、全員に粗品をお送りすることを決定致しました。商品の発送をもって発表にかえさせて頂きます。

また、皆さまから寄せられた貴重なご意見・ご感想に感謝申し上げます。今後ともよりよい機関紙を目指していきたいと思います。

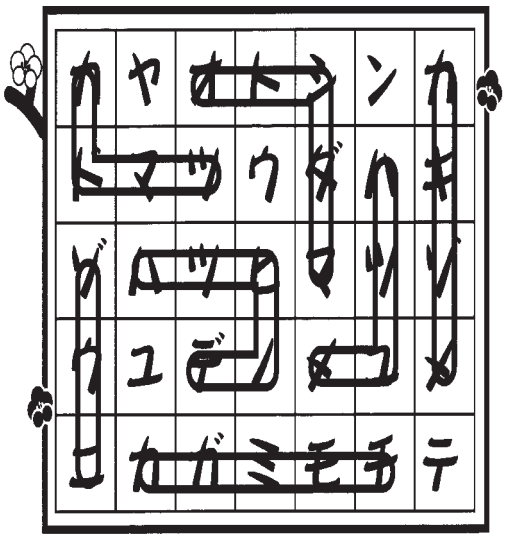

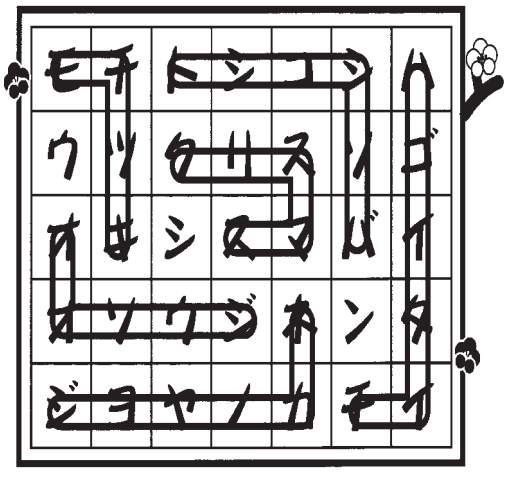

［答え］シユウヤウンテン（終夜運転）

保障のことなら
全労済
全国労働者共済生活協同組合連合会

藤木インスペクター日誌
～タバコ畑で発見～

今回もネタがなく、迷った挙句「酵素」について書いてみたいと思います。

先日、ニコチンの毒についてネットで調べているとかなり悪いことが、書いてありました。一方でニコチンを分解する酵素が、発見されたことも書いてありました。

その酵素は、タバコ畑で見つかったそうです。

しかしながら、その酵素の分解能力よりも、ニコチンの力の方が強いのでどこまで効き目があるか不明と書いてありました。

（なんだ）と思いつつ、しかし「酵素」とは何だと思い、調べてみました。

酵素は、人間にとって消化するうえで必須成分であり、食事の消化を進め栄養を取ることやアルコールやタバコの毒を分解することにも使われるそうです。

また、酵素は体の内部で作られますが、年齢によって減少したり、いろいろなものの摂取によって外部からの取り込みも必要であるというようなことを書いてありました。

酵素が含まれる食品は、全般的ですが、生野菜、果物と植物発酵品（納豆や味噌）などがよいそうです。

そして酵素は、熱に弱く五〇度から七〇度の過熱により、変化してしまうそうです。

最近、私は、サプリを買い試しています。

実際、何らかの変化があるのかは、今のところよくわかりません。（なんか少し違うような気がするのですが）

先日、かかりつけの病院に行って先生に酵素のことについて「サプリを多めにとれば、効果は上がりますか？」と聞くと「多くしてもあまり変わらないと思いますよ」「それよりもサプリをとってもタバコを吸えばゼロ！ですよ！」といわれガッカリしました。

なかなかタバコをやめられないんですよね。

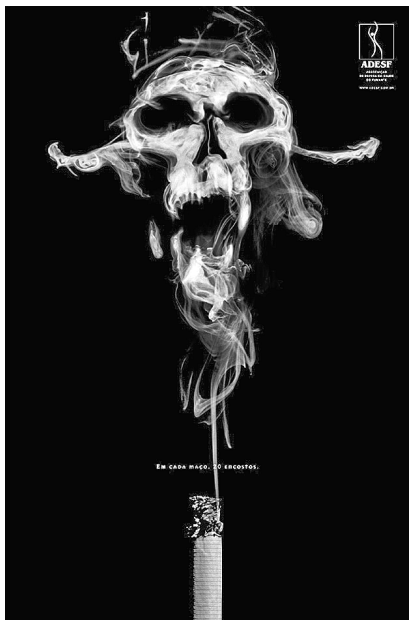

労働関係調整法講座①
～労調法～

今号より「労働関係調整法（労調法／ろうちょうほう）」講座をはじめます。

■はじめに…労働関係調整法は、労働基準法、労働組合法とならび「労働三法」の構成をなし、「労働関係の公正な調整を図り、労働争議を予防し、又は解決する手続きを定めた」法律です。大別すると「労働争議の調整」と「争議行為の制約」からなっています。

○「労働争議の調整」としては、当事者間（労使）の自主的解決を前提にしつつ、必要な場合には、労働委員会等が自主的調整を助成して争議行為を防止するというものです。

調整の方法としては、斡旋、調停、仲裁、「緊急調整」などの規定が設けられています。

○「争議行為の制約」としては、公益事業における争議行為の予告や「緊急調整」による制限、安全保持施設の争議行為禁止などが規定されています。

■日本国憲法は、勤労者の団結権（組合を作ること）、団体交渉権（使用者と話しあって労働条件などを決めること）とならんで団体行動権（ストライキなどを行うこと）を保障しています。労使双方の主張に隔たりがあったり、歩み寄りができず、団体交渉が行きづまり進展がみられなくなったときに、これを打開する手段として団体行動権の行使、争議行為が実施されることになります。

○争議行為とは、同盟罷業（ストライキ）はじめ労働関係の当事者（使用者と労働組合等）が、その主張を貫徹することを目的として行う行為やこれに対抗する行為も含まれ、業務の正常な運営を阻害することをいいます。

■戦前は労働争議が弾圧の対象となっていましたが、戦後、労働運動の解放と助成が図られ、当時の経済状況も反映して多くの労働争議が発生し、旧労働関係調整法が制定されました。その後、公益事業の争議予告制度や公務員の争議行為禁止などが別途、関係法令で定められ、新たに緊急調整制度（後述）などが置かれて現在の労働関係調整法に至っています。

○労働組合法が、団体交渉や団体行動を行うために労働者・労働組合を擁護、助成するものであるのに対して、労働関係調整法は〝労働組合法と関係し合って〟労働争議を予防し、解決する手続きが定められています。

なお、争議行為の制限を受ける〝公益事業〟（公衆の日常生活に不可欠なもの）の範囲（区別）には難解な解釈もありますが、本稿は法律の基礎的概要を趣旨としています。お気付きことは教宣部までご連絡下さい。また、憲法に保障された労働三権の行使にあたっては、何ら制約を受けることはありません。次号より「労働関係調整法」の内容です。